

情報の管理の在り方に関する検討チーム幹事会の構成員の指名について

〔平成26年3月18日
情報の管理の在り方に関する
検討チーム座長決定〕

情報の管理の在り方に関する検討チームの開催について（平成26年3月18日
内閣官房長官決裁）第3項の規定に基づき、以下のとおり、情報の管理の在り
方に関する検討チーム幹事会の構成員を指名する。

座 長 内閣官房内閣審議官（副長官補付）
構成員 内閣官房内閣参事官（内閣総務官室）
内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室（カウンターインテリジェン
ス担当））
内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室（特定秘密保護法担当））
内閣官房内閣参事官（情報セキュリティセンター）
内閣府大臣官房公文書管理課長
総務省行政管理局管理官（行政通則法担当）